

工事請負契約における 設計変更ガイドライン

平成29年3月

能代市

目 次

1	ガイドライン策定の目的	-----	1
2	設計変更の基本事項	-----	1
	(1) 定 義	-----	1
	(2) 基本原則	-----	1
	(3) 設計変更が可能な場合	-----	2
	(4) 設計変更を行う場合の規定	-----	2
	(5) 設計変更が不可能な場合	-----	3
3	発注者の留意事項	-----	4
4	受注者の留意事項	-----	4
5	設計変更の判断事例	-----	5

1 ガイドライン策定の目的

能代市では、道路、上下水道、公園、学校などの公共施設を整備・維持管理するための請負工事を、毎年数多く発注しています。

工事の施工においては、その自然的・社会的条件が複雑かつ多様で、不確実です。このため、契約時点で設計図書に定められた条件が、現地の条件と異なる場合には、施工方法や使用材料等の設計内容について、変更が生じる場合があります。

本ガイドラインは、当初の設計を変更する場合において、能代市工事請負契約書の別添契約事項（以下「契約事項」という。）を踏まえ、設計変更を行う際の発注者と受注者双方の契約における責任の所在の明確化、契約内容の透明性の向上、設計変更の手続きの円滑化および適正化を図るために策定しました。

2 設計変更の基本事項

(1) 定義

設計変更とは、工事の施工に当たり、契約事項第18条及び第19条の規定により設計図書を変更し、又は訂正することをいいます。

(2) 基本原則

設計変更に伴う契約変更の範囲としては、以下のとおり規定されています。（「設計変更に伴う契約変更の取扱いについて」（昭和44年3月31日 建設省東地厚発第31号の2））

- 設計表示単位に満たない設計変更は、契約変更の対象としない。
- 一式工事については、受注者に図面、仕様書又は現場説明において設計条件又は施工方法を明示したものにつき、当該設計条件又は施工方法を変更した場合のほか、原則として契約変更の対象としない。
- 変更見込み金額が請負代金額の30%をこえる工事は、現に施工中の工事と分離して施工することが著しく困難な場合を除き、原則として別途の契約とする。

(3) 設計変更が可能な場合

以下のような場合においては、設計変更が可能です。

- ①当初発注時点で想定している工事着手時期に、受注者の責によらず工事着手できない場合
- ②仮設において、条件明示の有無に係わらず、当初発注時点で予期しえなかった土質条件や地下水位等が現地で確認された場合（ただし、所定の手続きが必要）
- ③「協議」等所定の手続きを行い、発注者から「指示」があったもの。
（協議の結果として、軽微なものは変更を行わない場合もある）
- ④受注者が行うべき「設計図書の照査」の範囲を超える作業を実施する場合
※上記は全て書面（打合せ簿）で手続を行ったもののみが有効である。また、書面は全て発行年月日を記載し、署名又は押印したものとす。

変更指示・設計変更にあたっては、以下のことに留意してください。

- ①当初設計の考え方や設計条件を再確認して、設計変更「協議」（打合せ簿による確認）を行う。
- ②当該工事での変更の必要性を明確にする。（規格および変更対応の妥当性）
- ③工期は変更契約時に、発注者、受注者が協議し定める。
- ④設計変更に伴う変更請負額をその都度把握しておく。

(4) 設計変更を行う場合の規定

契約事項においては、設計変更を行う場合、次のように規定しています。

- ①図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書が一致しないこと。（これらの優先順位が定められている場合を除く。）
＜契約事項第18条第1項第1号＞
- ②設計図書に誤謬又は脱漏があること。＜契約事項第18条第1項第2号＞
- ③設計図書の表示が明確でないこと。＜契約事項第18条第1項第3号＞
- ④工事現場の形状、地質、湧水等の状態、施工上の制約等設計図書に示された自然的又は人為的な施工条件と実際の工事現場が一致しないこと。
＜契約事項第18条第1項第4号＞
- ⑤設計図書で明示されていない施工条件について予期することのできない特別な状態が生じたこと。＜契約事項第18条第1項第5号＞

- ⑥発注者が必要と認めて設計図書を変更する場合<契約事項第19条>
- ⑦受注者の責によらず、工事目的物等に損害が生じたり、工事現場の状態が変動したため、受注者が工事を施工できないと認められるとき（工事中止の場合）<契約事項第20条第1項>

(5) 設計変更が不可能な場合

下記のような場合においては、原則として設計変更はできません。（ただし、契約事項第26条（臨機の措置）の緊急やむを得ない事情があるときは、この限りではない）

- ①発注者と協議を行わず受注者が独自に判断して施工を実施した場合
- ②発注者と協議をしているが、協議の回答がない時点で施工した場合
- ③契約事項・秋田県土木工事共通仕様書に定められている所定の手続き（契約事項第18条～24条、第30条、秋田県土木工事共通仕様書1-1-4、1-1-19、1-1-20、1-1-21）を経していない場合

契約事項第18条	条件変更等
第19条	設計図書の変更
第20条	工事の中止
第21条	受注者の請求による工期の延長
第22条	発注者の請求による工期の短縮等
第23条	工期の変更方法等
第24条	請負代金額の変更方法等
第30条	請負代金額の変更に代える設計図書の変更
秋田県土木工事 共通仕様書	1-1-4 設計図書の照査等 1-1-19 工事の一時中止 1-1-20 設計図書の変更 1-1-21 工期変更

- ④正式な書面によらない事項(口頭のみ)の指示等の場合

3 発注者の留意事項

請負工事の施工は、設計図書に従い行われるため、発注者は、受注者が工事の目的に沿った適切な施工ができるよう、次の事項に留意する必要があります。

- ①設計図書の作成にあたっては、特記仕様書および現場説明書（条件明示）により設計内容の前提条件や、設計変更の対象となるべき事項について确实かつ明確に明示するよう徹底する。
- ②設計変更を行う必要が生じた場合など、必要な指示、協議等を書面で行う。
- ③受注者から設計図書についての確認があった場合は、受注者の立会いの上、直ちに調査を行う。
- ④設計変更後の契約金額や工期は、受注者と協議の上決定する。

4 受注者の留意事項

受注者は、工事の目的を達せられるよう施工する義務があるため、工事の施工にあたって発注者の意図、設計図書、現場条件などを確認する必要がありますので、次の事項に留意しなければなりません。

- ①工事着手前に、設計図書を照査して着手時点における疑義を明らかにし、書面により各項目について必要な「協議」を実施する。
- ②施工中においても疑義が生じた場合、その都度発注者と書面により「協議」を行い、確実に発注者の指示を書面で受けてから工事を進める。

5 設計変更の判断事例 (土木編)

設計変更を行う事例としては、工種・状況等により様々なケースが存在します。

しかし、設計変更の根拠とするのは、特記仕様書の記載事項を除けば契約事項であり、契約事項の条項に合致するかどうか、設計変更の判断基準となります。また、設計変更に当たっては、発注者側は現場で起こった事案に対して、これらに合致するかどうかを個々に判断することが求められます。

設計変更に対しては、組織的な対応や発注者および受注者における共通認識の保有、設計変更における透明性の向上が求められることから、これらを改善するため日頃疑問に思っている設計変更の判断事例について、まとめてみました。

Q 1 可変側溝300型 (JIS規格外) を布設する工事で、設計としては天端幅500mmの製品を使用する場合の掘削土量・残土処理量・舗装等の面積を計上しました。それに対し受注者から、天端幅420mmの製品を使用する資材承認願いが提出されました。

この製品を使用した場合、掘削土量・残土処理量・舗装等の面積が変わることから、設計変更が必要と思われませんが、どのように進めたらよいでしょうか。

A 1 設計図書に施工方法等について具体的に指定していますので、施工方法等を変更する場合は発注者の指示又は承認が必要です。監督員は、受注者が使用したい製品を承認するのであれば、工事打合せ簿により資材の承認、施工方法等の変更指示を行ってください。その後、工事打合せ簿の協議結果に基づいた設計変更を行ってください。

<変更理由>

設計図書に示した施工条件と、実際の工事現場が一致しないため (契約事項第18条第1項 (4))

Q 2 当初設計において、側溝の施工延長を50.0mとしていましたが、受注者の着手前測量で施工延長が、49.4mしか施工できないので、現場確認を請求されました。現場確認の結果、曲がりの関係で49.4mしか施工できないことが判明したので、設計変更をしたいのですが、設計変更の理由としては、誤謬になるのでしょうか。

A 2 現地を測量したときには、施工延長を50.0mと判断した訳ですから、調査不足と言われるかもしれませんが、誤謬ではありません。

<変更理由>

工事現場の形状が施工上の制約により、設計図書に示した施工延長を確保できないため（契約事項第18条第1項（4））

Q 3 当初設計で床堀をバックホウ0.2m³で積算しましたが、現場でバックホウ0.1m³又は0.35m³で施工する場合、設計変更をすべきでしょうか。

A 3 施工方法等については指定と任意の部分があり、特記仕様書等で使用する機械を指定しない限り、受注者に委ねられています。したがって、指定しない限り設計変更する必要はありません。

Q 4 同様のパターンで、ダンプトラック、アスファルトフィニッシャー等が設計規格と違う機械で施工する場合、設計変更をすべきでしょうか。

A 4 A 3のとおりです。

Q 5 取付管の掘削を人力掘削（標準歩掛り）で計上しましたが、バックホウで施工することとした場合設計変更すべきでしょうか。

A 5 特記仕様書等で、人力で施工するよう明示していない限り、設計変更する必要はありません。しかし、機械で施工するケースが多いとすれば、今後は機械施工で積算すべきです。

Q 6 当初設計において、建設副産物の運搬距離を工事現場から処分地までの公道を走行する実運搬距離を計上していましたが、受注者から提出された施工計画書の運搬ルートが相違していました。変更すべきでしょうか。

A 6 特記仕様書等で指定しない限り、設計上は任意の運搬経路なので、変更する必要はありませんが、請負代金額が500万円以上で処分先が違う場合は、建設リサイクル法上の手続きが必要です。

なお、受注者が自社の処理施設を保有しその施設に処分したいとの申入れがあった場合には、その処理施設が「廃棄物処理法」に基づき届出をし、許可を受けていることを確認の上、処理施設および処理費用等を設計変更の対象とすることができます。

ただし、変更による処理費用等が当初設計と比較し割高となる場合は、

処理施設の変更のみを承認し、設計変更は行わないものとします。

Q 7 設計計上数量よりも出来形の数値が下回っていますが、数量計算で算出した数値より出来形が上回っています。設計変更が必要でしょうか。

A 7 土木工事標準積算基準書の数値基準によれば、設計計上数量が数量計算書により算出された数量を四捨五入し、各細別で数位が1～100位止めであったりすることから、出来形が設計計上数量より下回る場合があります。

しかし、数量計算により算出した数値より出来形が上回っていれば問題はありません。

出来形結果表の設計値の欄には、数量計算により算出した数値を記入してください。